

非常時における生徒の登下校について

春日井市立藤山台中学校
校長 秋 田 真 一

本校では自然災害から生徒を守るため、異常気象時などにおける登下校について次のように定めていますのでご家庭でもご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

(1) 春日井市において「震度5弱」以上の地震が発生した場合、および「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」に伴い自宅待機等の指示が出た場合

ア 登校前は、自宅待機とします。授業の再開については、被災の状況、通学路を含めた安全の状況等を確認し、十分な安全が確保されたと判断した場合、ホームページ、メール等を活用してお知らせいたします。

※ なお、学校再開の連絡があった場合でも、罹災の状況などを踏まえ、保護者が危険であると判断された場合は、登校を控えてください。

イ 登校後は、ただちに授業を中止し、生徒を校内の安全な場所で待機させます。保護者への引き渡し下校は、安全を確認しながら「お迎え」をお願いいたします。

(2) 「春日井市」に「暴風警報」が発令されている場合

ア 午前7時までに警報が解除された場合 ⇒ 平常通り

イ 午前11時までに警報が解除された場合 ⇒ 5時間目から授業開始

ウ 午前11時を過ぎても、警報が解除されない場合 ⇒ 当日の授業を中止

※ なお、上記ア、イの場合でも、道路の冠水等で登校が危険な場合には、登校を見合わせてください。

※ 報道機関により警報発令の地域が異なる可能性があります。「春日井市」に発令されていることをご確認ください。

(3) 給食の有無については、給食センターからの連絡を受け、前日に生徒を通じてお知らせします。

【前日に「給食なし」のお知らせをした場合】

ア 午前7時までに警報が解除された場合 ⇒ 弁当持参で登校させてください。

イ 午前11時までに警報が解除された場合 ⇒ 昼食を済ませて登校させてください。

【前日に「給食なし」のお知らせをしなかった場合】

ウ 午前7時までに警報が解除された場合 ⇒ 給食を実施します。弁当はいりません。

エ 午前11時までに警報が解除された場合 ⇒ 昼食を済ませて登校させてください。

午前6時		7時	8時	9時	10時	11時
授	午前7時以前に	午前7時～11時までに				午前11時以後も
	警報解除	警報解除				警報発令中
業	平常通り授業実施	5時間目から授業実施				休校(授業中止)
給	前日に「給食なし」とお知らせした場合					
	○ 弁当を持って登校	○ 昼食を済ませて登校				
食	前日に「給食なし」とお知らせしなかった場合					
	○ 給食を実施	○ 昼食を済ませて登校				

※ 異常気象時には、本校のホームページに随時情報を掲載します。ご確認ください。

<http://www.Kasugai.ed.jp/fujiyamadai-j/>

また、緊急連絡メールでも、必要に応じて情報をお伝えします。ぜひ、登録をお願いします。

(4) 登校後に、「春日井市」に「暴風警報」が発令された場合

ア 授業を中止し、安全を確認して速やかに下校させます。

イ 通学路の通行が危険であると判断したときや生徒の帰宅が困難と認めた場合には校内の安全な場所に集めて待機させます。

◎ 暴風警報が発令されましたら生徒は帰宅しますので、保護者の方はできる限り速やかに帰宅されますようお願いいたします。

◎ 通学路の損壊や冠水等で通行不能や危険な状態になった場合は、早急に学校へ電話連絡をお願いします。(藤山台中学校 91-3192)

(5) 暴風警報が発令されていなくても、大雨など異常気象により生徒の安全確保に困難が予想される場合

注意報・警報などの気象情報を把握し、気象及び通学路の状況などを判断し、休業や授業の中止を決定する場合もあります。

(6) その他の警報・注意報について

ア 「大雨洪水警報」が発令された場合

- (ア) 原則として、平常通り登校させてください。→次の「特別警報」を参照してください。
- (イ) 通学路が冠水等で通行不能や危険な状態になった場合は、ご家庭で判断していただき、登校可能になるまで登校を見合わせてください。

イ 「雷注意報」発令時の安全対策について

- (ア) 登校前は、安全を確認し、ご家庭の判断によって登校させてください。
- (イ) 在校中は、屋外の活動(体育・部活動)を中止し、危険がなくなるまで待機させます。
- (ウ) 下校時も、危険がなくなるまで学校に待機させ、安全に十分注意して帰宅させます。

(7) 特別警報が発表された場合の対応について

ア 登校前に「特別警報」が発表されている場合

- (ア) 自宅待機とします。
- (イ) 午前7時の段階で、春日井市に何らかの「特別警報」が発令されている時は、その日は一日休校とします。午前7時を過ぎて特別警報が解除になった場合も、休校です。
- (ウ) 午前7時より前に特別警報が解除されても、災害の状況・冠水・通学路等の安全が確認できるまでは、登校させないでください。

イ 登校後に「特別警報」が発表された場合

すぐに授業を中止し、生命及び安全を確保する最善の対応をとります。災害の状況・気象・通学路の状況等の情報を収集して、以下のような対応をします。

- (ア) 生徒を学校の安全な場所に留め置く。(校内に留め置いた場合は、「特別警報」解除後も災害の状況・気象・通学路の状況等の情報を収集し、安全に下校できると判断できるまでは下校させません。)
- (イ) 外部のより安全な避難場所へ移動する。
- (ウ) 保護者への引き渡しを迅速に行う。

※「暴風警報」「特別警報」は発表されていないが、大雨等異常気象により生徒の安全確保に困難が予想される場合は、注意報・警報等の気象情報を把握し、気象・通学路の状況等を判断して、休業や授業の中止措置をとることもあります。

◎ 資料「特別警報の発表基準」

数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」、「暴風雪」、「大雪」の特別警報として発表されます。

また、「大津波警報」、「噴火警報」、「緊急地震速報(震度6弱以上)」は特別警報として位置づけられますが「〇〇特別警報」として改めて発表はされません。

☆ 特別警報発表時の対応の原則

“ただちに命を守る行動をとる！”